

令和 5 年 9 月 2 9 日

○条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、一定の長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額制度が新設されたことに伴い、その減額の割合を定める等のため改正する。

[内 容]

1 個人の市民税の非課税措置に係る扶養親族の範囲の整備（第8条関係）

地方税法が一部改正され、扶養控除の適用における国外居住親族の範囲が厳格化されることに伴い、個人の市民税の均等割の非課税措置に係る扶養親族の範囲について、これに応じた所要の規定の整備を行うこととする。

2 長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合の設定（附則第5項関係）

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模な修繕等の工事を行った一定の要件を満たすマンションに対し、当該工事の完了の翌年度に課する固定資産税の減額の割合は、2分の1とすることとする。

[適 用]

1 個人の市民税の非課税措置に係る扶養親族の範囲の整備

令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用

2 大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合の設定

公布の日

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 1 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 1 号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 5 項中「及び第 1 5 条の 8」を「、第 1 5 条の 8 及び第 1 5 条の 9 の 3」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合 2 分の 1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改正規定及び次項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 8 条第 2 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法等が一部改正され、出産する被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 出産被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減（第19条の2の3関係）

被保険者が出産をする場合には、当該被保険者の属する世帯の保険料（年額）について次に掲げる額を減額することとする。

(1) 所得割額 当該被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、出産予定日の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定日の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）の月数を乗じて得た額

(2) 被保険者均等割額 被保険者均等割の保険料率の12分の1の額に、産前産後期間の月数を乗じて得た額

2 出産被保険者に係る届出（第19条の5関係）

(1) 届出書の提出

出産被保険者の属する世帯の世帯主は、世帯主及び出産被保険者に関する事項、出産の予定日並びに単胎妊娠又は多胎妊娠の別を記載した届出書に証明書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

(2) 届出の省略

出産被保険者について(1)の届出事項を市長が別に確認することができる場合には、出産被保険者に係る届出を省略させることができることとする。

3 保険料の軽減措置の新設に伴う規定の整備（第10条の2、第15条の5の2及び第15条の6関係）

1による保険料の軽減措置の新設に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

4 地方税法の一部改正に伴う規定の整備（第12条及び第19条の2関係）

地方税法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

[適用]

令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 2 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 中「及び第 1 9 条の 2 の 2」を「、第 1 9 条の 2 の 2 及び第 1 9 条の 2 の 3」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 1 5 条の 5 の 2 中「及び第 1 9 条の 2 の 2」を「、第 1 9 条の 2 の 2 及び第 1 9 条の 2 の 3」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 1 5 条の 6 中「第 1 9 条の 2」の次に「及び第 1 9 条の 2 の 3」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 1 9 条の 2 第 1 項第 1 号中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改め、同条第 2 項後段中「第 1 4 条第 2 項及び第 3 項」を「同条第 2 項及び第 3 項」に、「「額」を「、「額」に改め、同条第 3 項中「、前項」を「、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項」に改め、同条第 4 項中「、第 2 項」を「、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第 2 項」に改める。

第 1 9 条の 2 の 2 第 1 項中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第 2 項後段中

「第14条第3項」を「同条第3項」に、「額」を「、額」に改め、同条第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第5項後段中「第14条第3項」を「同条第3項」に、「額」を「、額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の2の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額）とする（第5項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第19条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の5の12に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の11に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第19条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第14条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の5の12に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合

において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の11に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第19条の5第1項第2号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第19条の6とし、第19条の4の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第19条の5 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第19条の2の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(産前産後期間に関する経過措置)

- 3 改正後の第19条の2の3第1項第1号に規定する産前産後期間の一部がこの条例の施行の日前の期間である場合における同条の規定の適用については、同号中「期間」とあるのは、「期間（令和6年1月1日以後の期間に係るものに限る。」とする。

(施行前の準備)

- 4 改正後の第19条の5第1項の規定による届出は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

[改正理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、近年の各種の蓄電池設備の普及状況等を踏まえ、合理化の観点からその設置要件等の見直しが図られることに伴い、これに応じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 蓄電池設備に係る設置要件等の合理化

(1) 蓄電池設備の対象範囲の変更（第13条関係）

蓄電池設備の対象となる要件について、電気の容量に係る基準を蓄電池容量（キロワット時）を単位とするほか、次のように変更することとする。

改正後	改正前
ア 蓄電池容量が20キロワット時を超えるもの	定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペア・アワー・セル以上のもの
イ 蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの（一定の出火防止措置が講ぜられているものを除く。）	

(2) 位置、構造及び管理の基準の整備（第13条関係）

蓄電池設備の種別及び安全性に応じ、その位置、構造及び管理の基準を整備することとする。

(3) 火を使用する設備等の届出対象の変更（第44条関係）

消防長への設置の届出を要する蓄電池設備は、蓄電池容量が20キロワット時を超えるものとする。

2 木炭を燃料とする炭火焼き器に係る離隔距離に関する基準の緩和（別表第3関係）

木炭を燃料とする炭火焼き器に係る建築物の部分等に対する離隔距離について、従来適用されていた炉と同等の基準を見直し、次のように定めることとする。

（単位 センチメートル）

区 分	上 方	側 方	前 方	後 方
建築物等が不燃以外の場合	100	50	50	50
建築物等が不燃の場合	80	30	—	30

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 6 年 1 月 1 日

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 3 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号中「きれつし」を「亀裂し」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 1 3 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 1 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 1 3 条第 4 項中「前項」を「第 1 項及び前項」に、「第 2 項並びにこの条第 1 項」を「第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 4 4 条第 1 3 号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が 2 0 キロワット時以下の

ものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	100	15注	15	15注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21 kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	

		使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50	
--	--	--------------------	---	-----	----	-----	----	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の小田原市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されるもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市火災予防条例の一部改正に伴う所要の様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

小田原市火災予防条例が一部改正され、蓄電池設備の対象となる要件について、電気の容量に係る基準が定格容量（アンペア・アワー・セル）から蓄電池容量（キロワット時）に変更されることに伴い、その設置届出書の様式について所要の整備を行うこととする。（様式第6号関係）

[適 用]

令和 6 年 1 月 1 日

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 6 号

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市火災予防条例施行規則（昭和 5 9 年小田原市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中

全出力又は 定格容量	$\frac{\text{k w}}{\text{A H} \cdot \text{セル}}$
---------------	---

 を

全出力又は 蓄電池容量	$\frac{\text{k w}}{\text{k W h}}$
----------------	-----------------------------------

 に改め、同様式備考 3 中「定格容量」を

「蓄電池容量」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。